

中川雄一郎著 「社会的企業とコミュニティの再生—イギリスでの試みに学ぶ—」

大月書店 2005年4月1日刊を読む

「協同労働の協同組合法」に基づくコミュニティ政策

1. (1) EC 文書が述べている「700万の雇用創出」という数字は決して非現実的な数字ではない。

(2) マイク・キャンベル教授はイギリス、フランス、ドイツ、スペイン、イタリア、ベルギー、スウェーデンそれにフィンランドの EU8カ国における協同組合・相互扶助組織・アソシエーションの非営利・協同組織の雇用受容能力を700万以上だと評価した数値を示している。

(3) 要するに、イギリスでの事例と同じように、西ヨーロッパの他の EU メンバー国でも労働者協同組合に関わる法律が整備されていることから、それらの法律に基づいた「雇用の創出」・「仕事おこし」の社会 - 経済政策が容易に立ち上げられ、展開されて、700万の雇用や仕事の創出が実現可能な数値となり得るのである。

(4) 換言すれば、西ヨーロッパの EU メンバー国で制定されている労働者協同組合の設立、促進および支援に関わる法律は「雇用の創出」・「仕事おこし」を、したがってまた、「コミュニティの再生」を目指す社会 - 経済政策を支える中核として機能するだけでなく、これまでの経済のあり方を「持続可能な循環型経済」に転換させる働きもするのである。

2. 西ヨーロッパの EU メンバー国でのこのような潮流を鑑みると、イギリスの事例がそうであるように、日本において「協同労働の協同組合法」が制定されるならば、地方のコミュニティ・サービスを中心に次のような社会 - 経済政策に基づく事業活動を実施することができる、と筆者は考えている。

(1) 高齢者ケアや障害者ケアを含む社会福祉サービス、保健・医療、教育、文化、環境、まち・むらづくりのニーズを満たす雇用の創出・仕事おこし。

(2) 農業、林業、漁業、地場産業、中小企業の経済的、社会的、コミュニティ的、環境的機能を活かしていく、コミュニティにおける持続可能な共生型地域開発およびそれにともなう多

様な経済活動の促進。

(3) 農協、森林組合、漁協、生協などの協同組合と連携し、非営利・協同組織の経済的、社会的、コミュニティ的能力の向上に基づくコミュニティの再生。

(4) 地方自治体や公共機関とのパートナーシップに基づいたコミュニティ・サービスを担う地域産業の創出と雇用・仕事の創出のためのプランの作成。

(5) 倒産の危機にある社会的に有用な企業を「協同労働の協同組合」として再建し、組合員参加による共同所有と民主的管理に基づく企業経営の改善。

(6) 非営利・協同組織による雇用・仕事の情報の発信、地場産業や中小企業などの雇用主との連携の促進および仕事おこしのための教育・職業訓練の実施。

(7) コミュニティの特性を活かし、またコミュニティのニーズに^{かな}適った、育児・保育のコミュニティ・センターと「コミュニティ立小学校」の協同組合による経営管理。

(8) 生活経験やコミュニティでの活動経験を活かした女性による起業・仕事おこしの支援とそれによるコミュニティの再生。

(9) 失業者、障害者、高齢者など社会的、経済的に不利な条件の下に置かれている人たちの生活の自立、社会参加、生きがい就労の促進。

(10) 若者による起業・仕事おこしの支援とそれを通じた若者のコミュニティにおける意思決定プロセスへの参加システムの構築。

(11) 不登校・ひきこもりの若者の社会的、コミュニティ的活動への参加を促す施設やシステムの構築。

3. (1) 筆者が提示した「協同労働の協同組合法」に準拠した協同組合によるこれらの社会 - 経済政策に基づく事業活動は、本書で言及したイギリスでの事例研究も参考にしたものであり、これらの他にもっと多くの事業活動が考えられるかもしれない。

(2) いずれにしても、イギリスをはじめ西ヨーロッパの国々で試みられている雇用の創出や仕事おこし、それにコミュニティの再生が日本でも展開されるようになるためには、それらの国々で法制化されている労働者協同組合の設立、促進および支援に関する法律と同じ

ものである「協同労働の協同組合」が法制化されることが一番の、そして確かな道である、と筆者は確信しているのである。

P231 ~ 233

[コメント]

大不況下での雇用の創出と未来に向けた地域づくりの取り組みテーマとして、本書の有用性は極めて高いと確信する。日本でも即、実行すべきである。

- 2009年3月15日林明夫記 -